

## Clip!

### 住宅改修に伴う固定資産税の減額措置

問合せ先：税務課  
資産税担当

#### 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

**条件** 昭和57年1月1日以前に建築された家屋で現行の耐震基準に適合した改修工事費が50万円以上の家屋

**内容** 改修家屋全体にかかる固定資産税額の2分の1を次のとおり減額します。

①通常の耐震改修工事 平成25年から27年までに改修した場合 翌年1年度分

②「要安全確認沿道建築物」に該当する家屋で平成25年から平成27年までに改修した場合 翌年から2年度分

※「要安全確認沿道建築物」とは、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、県耐震改修促進計画又は市耐震改修計画に記載された道路の区間にその敷地が接するものうち、耐震基準を満たしていない建築物

**減額対象面積** 1戸あたり120㎡相当分まで

#### 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

##### 条件

平成19年1月1日以前に建築された家屋のうち、①から③の

方が居住する住宅で、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に、補助金などを除く工事費が50万円以上のもので、かつ⑦からのバリアフリー改修工事が行われた住宅(賃貸住宅は除きます)。

**居住者要件**  
①65歳以上の方  
②要介護認定または要支援認定を受けている方  
③障害者手帳の交付を受けている方

**工事要件**  
ア 廊下の拡幅  
イ 階段の勾配の緩和  
ウ 浴室の改良  
エ 便所の改良  
オ 手すりの取り付け  
カ 床の階段の解消  
キ 引き戸への取り替え  
ク 床表面の滑り止め化

**内容** 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

**減額対象面積** 1戸あたり100㎡相当分まで

#### 省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置

##### 条件

平成20年1月1日以前に建築された家屋のうち、平成25年4月1日から平成28年3月

31日までの間に、工事に要する費用が50万円以上の省エネ改修工事を行った住宅で次の①から④までの工事のうち、①を含む改修工事が行われた家屋(賃貸住宅を除く)。

①窓の改修工事(必須)  
②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事  
④壁の断熱改修工事

**内容** 改修家屋全体にかかる翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

**減額対象面積** 1戸あたり120㎡相当分まで

**○共通事項**  
申請 改修後3カ月以内に所定の申請用紙に記入のうえ、添付書類をつけて提出してください。

**添付書類** 申請に添付する書類は、工事証明書(明細書を含む)、工事費領収書、完成写真となります。

※工事証明書は、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人で発行します。

## Clip!

### スポーツ健康教室を開催します

問合せ先：学びのまちづくり課  
スポーツ振興担当

「体を動かしたいけど…」そう思っている皆さん!健康のため、軽スポーツにチャレンジしてみませんか?

都留市スポーツ推進委員が楽しく、分かりやすく指導してくれます。お一人でもグループでも、また、一日だけでも参加できます。

**日程** 6月16日(月)、30日(月)、7月14日(月)、28日(月)

**受付** 19時30分～

**時間** 20時～21時30分

**場所** 都留市民総合体育館

**内容** ソフトバレー・キンボール・バドミントン・シャッフルボード・卓球など数種類のスポーツを紹介し、時間内で自由に運動します。

**参加料** 1回100円(保険料など)

※当日は、運動のできる服装で、体育館履きなどを持参してください。



### 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)及び子育て世帯臨時特例給付金について

問合せ先：政策形成課  
政策担当

平成26年4月から消費税率が8%となりましたが、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するための臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

#### 臨時福祉給付金 (簡素な給付措置)

○対象者  
平成26年1月1日(基準日)に都留市に住民登録をされており、平成26年度分市民税(均等割)が課税されない方が対象。ただし、対象者を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。

○給付額  
給付対象者1人につき1万円  
給付対象者の中で左記に該当する方は5千円を加算

#### 子育て世帯臨時特例給付金

○対象者  
平成26年1月1日(基準日)に都留市に住民登録をされており、児童手当の支給対象となっていない児童。ただし、児童手当特例給付の支給対象児童、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の給付対象者及び生活保護制度の被保護者などは対象外です。

○給付額  
対象児童1人につき1万円

○対象児  
平成26年1月1日(基準日)に都留市に住民登録をされており、児童手当の支給対象となっていない児童。ただし、児童手当特例給付の支給対象児童、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の給付対象者及び生活保護制度の被保護者などは対象外です。

○給付額  
対象児童1人につき1万円

○支給対象者  
基準日において平成26年1月分の児童手当の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。

○申請・受付  
申請先は、基準日において児童手当を受給される市町村となります。申請は、児童手当の受給者に申請します。

※公務員の方は、勤務先の給与担当部署などにご確認の上、必要書類を提出してください。

○申請書(請求書)は、7月1日(火)まで、市役所政策形成課及び各地域コミュニティセンターにも備え置きます。

○申請書(請求書)は、6月中旬に発送する児童手当現況届通知書に同封させていただきます。なお、申請書(請求書)は、6月下旬より市役所政策形成課及び各地域コミュニティセンターにも備え置きます。

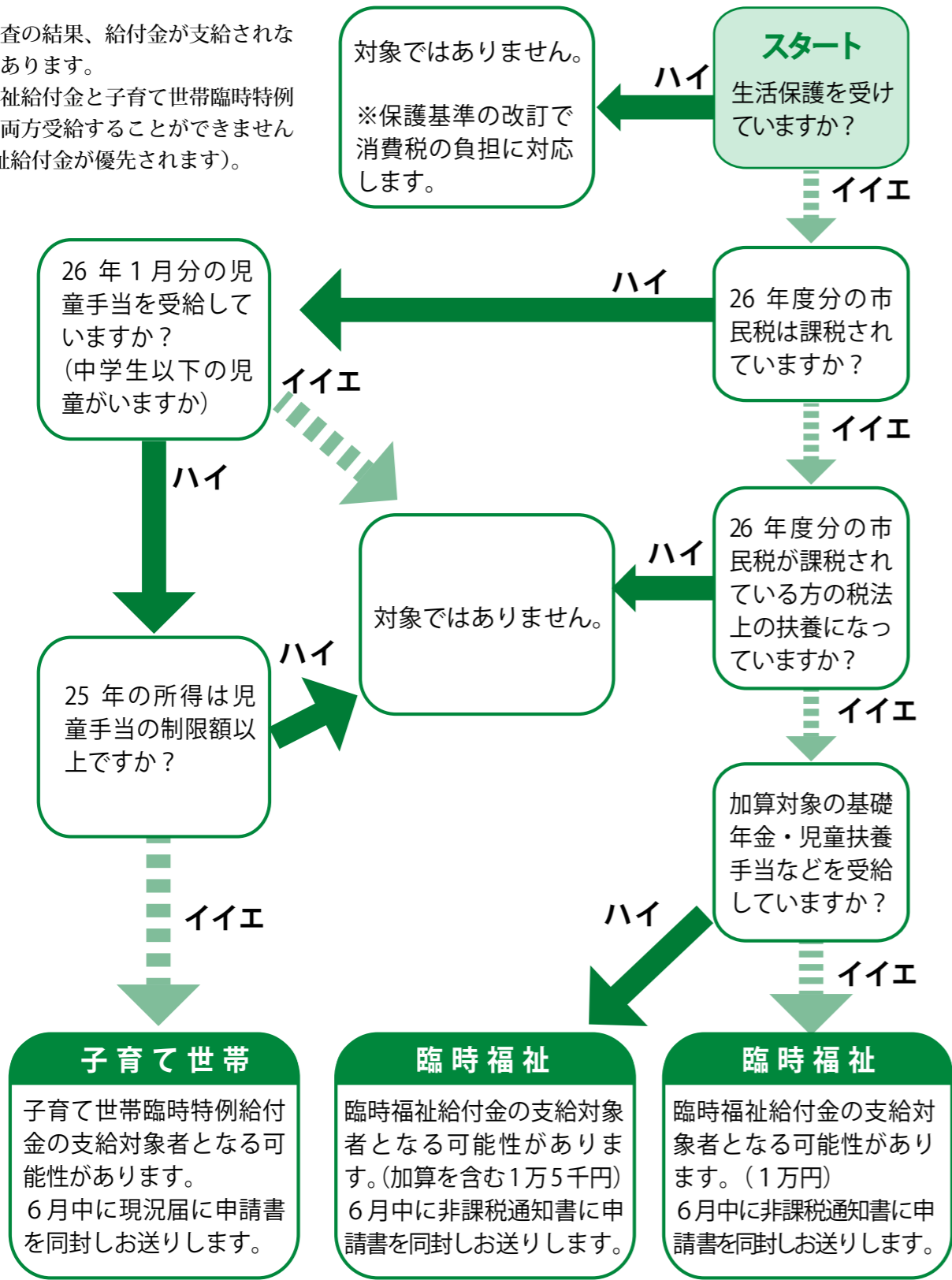
○申請書(請求書)は、7月1日(火)まで、市役所政策形成課で受け付けます。なお、郵送に

○申請書(請求書)は、7月1日(火)まで、市役所政策形成課で受け付けます。なお、郵送に

○申請書(請求書)は、7月1日(火)まで、市役所政策形成課で受け付けます。なお、郵送に

○申請書(請求書)は、7月1日(火)まで、市役所政策形成課で受け付けます。なお、郵送に

#### 対象者診断チャート





## Clip!

### 水道メーター（量水器）の定期交換について

問合せ先：水資源活用課  
水道業務・簡易水道担当

メーター交換該当地区（6月上旬～8月下旬実施）  
**上水道区域**  
 早馬町・川棚・旭ヶ丘・新町  
 ・仲町・城北町・幸町  
**簡易水道区域**  
 戸沢・蒼竜峡・境

水道メーターの使用有効期間は、計量法に基づき8年間と定められています。期限を迎えるものは定期的に市が新しい水道メーターに交換しますが、その交換作業は市が委託した都留市指定工事店組合加盟業者が細心の注意を払って行います。

交換作業は6月上旬から8月下旬までの間に行う予定ですが、該当となる地区にはあらかじめ自治会を通じてお知らせしたうえで、メーター交換の対象となるご家庭には事前にハガキで通知します。お留守の場合でも交換させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、今年度の交換該当地区は、次のとおりです。



交換作業は、20分程度の断水をして行い、交換済みの世帯には「水道メーター交換完了のお知らせ」を郵便受けなどに投函します。  
 ※この交換作業で交換代金をいただく事はありません。ただし、この交換作業に伴いメーター付近の個人の配管工事（止水栓の設置・メーターボックスの交換など）をご希望の場合、その工事に係る費用は個人負担となります。

メーターボックス内は土や枯葉などがたまってしまふことがありますので、交換前に清掃をお願いします。また正確な検針ができるようにメーターボックス内を定期的に点検・清掃し、常に清潔に保つように心がけてください。

## Clip!

### 住宅を売却します

問合せ先：財務経営課  
管財担当

市が所有している住宅を売却します。購入を希望する方は、次によりお申し込みください。

申込要項などは、5月7日（水）以降に市役所財務経営課でお渡しします。

※なお売却には条件などがありますので、お申込みの際は、申込要項・現地・法令などの制限を必ず確認してください。

**サンタウン宝（旧モデル住宅7号棟）**

所在地 都留市大幡1944-69  
 ・土地：303・94㎡（91坪）  
 ・建物：木造2階建 1階61・27㎡2階61・64㎡（平成8年建築）  
 ・現状販売  
 ・販売価格 1,000万円  
 申込方法など  
 申込期間 5月7日（水）～16日（金）（土・日曜、祝祭日は除く）  
 8時30分～17時15分  
 申込場所 都留市役所総務部財務経営課管財担当（市役所2階）  
 申込資格 個人の方で居住予定の方（ただし未成年者は申し込みできません。）  
 申込方法 申込場所へ持参又は郵送してください。（郵送の場合は、申込期間内に必着のこと。）  
 ※複数の申込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。  
 抽選 5月21日（水） 13時30分  
 ※申込期間内に申込みが無かつ



た場合については、その後先着の申込者に売却します。※都留市役所ホームページ（お知らせ）もご覧ください。物件の確認を希望する方は、申し込み期間中管財担当までご連絡ください。

## Clip!

### 悪質な滞納は絶対に許しません

問合せ先：税務課  
収納対策室

**都留市債権回収特別対策本部の設置**

市では、平成25年度より債権回収特別対策本部及び債権回収特別対策チームを設置し滞納対策を進めています。納期内に納付いただいている多くの方々の公平性を保つため、元国税職員を登用し、高額な滞納や複数の部署にまたがる滞納案件について、積極的に市税その他の債権回収対策を強化しています。

**山梨県地方税滞納整理推進機構との協力による市税の徴収強化**

山梨県地方税滞納整理推進機構は、山梨県及び県内の市町村が共同で市税の滞納整理を推進することを目的として設置された組織です。悪質な滞納者に対しては、山梨県地方税滞納整理推進機構と共同で、差押えや公売などの滞納処分を執行します。

**差押処分**

督促状の発送日から10日経過すると、土地・建物の不動産など財産がある滞納者には、法律に基づき強制的に差押えを執行します。差押え後も納付されない場合は、公売など差押えた財産の換価を行い、未納の税金に充てることとなります。

都留市差押え状況（平成25年度）

■差押処分件数

給与	預貯金	生命保険	土地・建物	その他	計
11	13	12	46	26	108

■債権回収特別対策チーム回収実績（平成25年度）

強制徴収	自主納付
2,379,072円	59,593,141円

**差押えの対象**  
 土地・建物、預貯金、生命保険、有価証券、勤務先から支給される給与、売掛金、自動車、バイクなど

### ◎延滞金を徴収します。

市税の納付は、納期前納付が原則です。納期までに税金が完納されない場合には、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、法律の定めにより計算した延滞金がかかります。

- 納期限の翌日から1カ月を経過するまで⇒年2.9%
- 1カ月を経過した日以降⇒年9.2%
- ※延滞金の率は平成26年5月1日現在の数字です。

**困ったときは相談を**  
 重い病気や失業、災害などにより納付が困難な場合は、猶予措置等の相談を受け付けています。

また、平日や時間のない方のために、毎週水曜日は午後7時まで窓口を開設しています。お気軽にご利用ください。

## Clip!

### 市民生活課 年金・医療担当からのお知らせ

問合せ先：市民生活課  
年金・医療担当

「倒産・解雇などによる離職」や「雇止めなどによる離職」をされた方は、国民健康保険税が軽減されます。

**対象者**  
 65歳未満の方で、離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）及び雇用保険の特定理由離職者（例：雇止めなどによる離職として失業等給付を受ける方です。）

※雇用保険受給資格者証の第1面の「⑫離職年月日 理由」などにより確認させていただきます（対象となる離職理由コードは、11、12、21、22、23、31、32、33、34です。）

**軽減額**  
 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減方法は、前年の給与所得をその30%に減らして計算します。

**軽減期間**  
 離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。また、国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※軽減を受けるには申請が必要です。



## Clip!

### 固定資産税 Q & A

問合先：税務課  
資産税担当

■図表2 非住宅用地の場合  
(事業用の宅地など)

《原則》  
不動産鑑定価格×70%=評価額  
評価額×70%=課税標準額  
課税標準額×1.4%=税額

■図表3 住宅用地の場合

《原則》  
不動産鑑定価格×70%=評価額  
評価額×1/6(200㎡を超える部分については1/3)=課税標準額  
課税標準額×1.4%=税額

また、住宅専用の宅地についてはさらに軽減の措置がとられています(200㎡までは固定資産評価額が1/6に、200㎡を超える部分については1/3に軽減されます・図表3)。

土地(宅地)について  
宅地は、道路状況、家屋の過密度などおおむね類似していると思われる地区ごとに区分します。その区分された地区の中から標準的な宅地を選びます。その選定された宅地を不動産鑑定士が売買実例などを参考に鑑定を行い、価格を決定します。これを不動産鑑定価格といえます。

固定資産税の評価額、税額はどのように算定されているの？  
固定資産税の評価額は、国が毎年1月1日現在で発表する地価公示価格と同程度の金額となっています。固定資産税評価額は不動産鑑定価格の70%相当額として算出されています(図表2)。

家屋について  
国が定めた再建築費算点基準表(家の価格を決定する基準)に基づき主体的な構造や材質などを調査し、価格を決定しています。この再建築費とは、評価の対象となった家屋について、同一のものである場合の価格をいうものです。家屋における固定資産税額は、この再建築費から、時間の経過による損耗などを考慮(減額)して価格を算定しています(図表4)。

■図表4 再建築費からの税額算定

再建築費×経年減点補正率など=評価額  
評価額(=課税標準額)×1.4%=税額

償却資産について  
会社や個人などの事業者がその事業のために使用している機械などについては、事業者の申告に基づいて価格を決定しています。例えば、アパート経営をされている方の場合は、家屋については家屋としての固定資産税が課税されますが、付帯する駐車場の舗装やフェンス、街灯などは償却資産として申告していただくことになります。

家屋が年々老朽化しているのに評価額(税額)が下がらないのは？  
家屋の評価額は再建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じて、通常生じる減価補正率(経年減点補正率など)を乗じて算出しています。この経年減点補正率は、経過年数が増えるほど減額されていきます。そのため、ある年の経過年数が過ぎてしまうと、その後の価格が下がらないことがあります。

共有資産を所持することに課税できないのでしょうか？  
共有資産に係る固定資産税は、法律で共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。このため、共有資産を所持ごとに別々に課税することはできないことになっています。

#### ～固定資産税の納期～

第1期・全期前納	6月2日(月)
第2期	7月31日(木)
第3期	12月25日(木)
第4期	3月2日(月)

《コンビニエンスストアでの納税について》  
○納付金額が1納付書あたり30万円を超える場合はご利用できません。  
○全期一括で納付する場合は前納報奨金がつきません。  
※前納報奨金を受けようとする方は、これまでどおり都留市役所、各地域コミュニティセンター、市内指定金融機関並びにゆうちょ銀行で納付してください。

固定資産税に関する疑問で、比較的好く尋ねられるものをまとめてみました。固定資産税納税通知書は5月16日(金)に送付します。固定資産税納税通知書の中でも説明していますが、それらをご覧になってもわからないことがありましたら、お気軽に税務課資産税担当までお問い合わせください。

Q 昨年より固定資産税が増えたのはなぜ？  
土地は現況で課税します！登記地目ではありません！  
固定資産税における土地の価格は、現況で判断されています。登記の地目で価格を決定しているわけではありません。例えば、登記の地目が畑であっても、その土地の上に建物(家や倉庫など)を建築したり、駐車場や作業資材を置く場所などに使用したりしていると、宅地(宅地並み雑種地)課税となり、税額が増えてしまいます。また宅地を農地として利用している場合は、現況が農地であっても、宅地として課税します。その理由としては、次の「農地転用を行った場合」を参照してください。

農地転用を行った場合  
農地転用とは、本人の申請に基づいて「農地を農地でなくすること」です。  
つまり、農地転用の申請をして県知事から許可されてしまえば、たとえ、農地転用後も農地として使用していたとしても、固定資産税評価するうえでは「いつでも農地以外に利用できるため、潜在的な価値は宅地(宅地並み雑種地)」とされ、宅地(宅地並み雑種地)評価と

農地転用後は、法務局で登記地目を変更する必要があります！  
住宅を取り壊して更地にした場合、住宅用地の特例を廃止した場合、専用住宅(人が住むための建物)が建っている土地については、法律上の特例が設けられているため、土地の固定資産税評価額が減額されています。  
しかし、その住宅を取り壊してしまいますと、その特例の適用がなくなってしまう、税額が増えてしまいます。

また、同一敷地内に事業用の家屋を建てた場合など、その事業用の家屋の割合などの影響で、住宅用地の特例の対象となっていた面積が減少する場合があります、その場合も税額が増える場合があります。  
○地価が下落しても土地の税額が増える場合  
バブル期の急激な土地の価格の上昇やその後の急激な下落などにより、地域や土地の価格にばらつきがある場合があります。そのようならばらつきを是正するため負担水準(個々の宅地の課税標準額が固定資産税評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの)により税負担の調整措置を行う

農地転用を行った場合  
農地転用とは、本人の申請に基づいて「農地を農地でなくすること」です。  
つまり、農地転用の申請をして県知事から許可されてしまえば、たとえ、農地転用後も農地として使用していたとしても、固定資産税評価するうえでは「いつでも農地以外に利用できるため、潜在的な価値は宅地(宅地並み雑種地)」とされ、宅地(宅地並み雑種地)評価と

負担水準の算定  
H25固定資産税課税標準額  
負担水準 =  $\frac{H25固定資産税課税標準額}{H26固定資産税評価額 \times 住宅用地特例率(1/3または1/6)}$

■図表1 負担水準の算定

家屋  
家屋は基本的に増築でもしなにかぎり、固定資産税額が増えることはありません。しかし、新築の専用住宅では、初めて課税された年度から3年間(長期優良住宅の認定を受けている家屋などは5年間)軽減を受けています。その軽減期間が満了してしまうと、通常の税額に戻ってしまいます。そのため、軽減を受けていた年度に比べ、税額が増えてしまいます。  
※平成25年度に軽減期間が満了し、家屋における固定資産税が前年に比べ増える方は次の建築年に建てられた住宅です。  
○平成22年1月2日から平成23年1月1日までに新築された一般の住宅  
○平成20年1月2日から平成21年1月1日までに新築された3階建以上の中高層耐火住宅

固定資産税は賦課期日(毎年1月1日現在)時点の所有者、状況で課税されます！  
年の始め(平成26年1月10日)に家屋を取り壊しましたが、平成26年度の固定資産税の課税対象となっていない。なぜでしょうか？  
固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成26年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成26年度の固定資産税の課税対象となります。

■図表1 負担水準の算定

法律では課税する期日(賦課期日)を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に対し、当該年度の固定資産税を課税することになります。すなわち、平成26年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはBさん(売主)であったためBさんに課税することになります。

平成25年12月20日付けの売買契約で、Aさん(買主)に土地及び建物を売り、所有者はAさんとなりました。登記は、平成26年1月4日にAさん(買主)に登記されました。しかし、5月に送付されてきた平成26年度固定資産税の納税通知では、私B(売主)に課税されていました。実質的な所有者Aさんに課税すべきではないのでしょうか？  
法律では課税する期日(賦課期日)を毎年1月1日としています。1月1日現在で登記簿に所有者として登記されている方に対し、当該年度の固定資産税を課税することになります。すなわち、平成26年1月1日現在、登記簿に所有者と登録されていたのはBさん(売主)であったためBさんに課税することになります。

■図表1 負担水準の算定

共有資産に係る固定資産税は、法律で共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。このため、共有資産を所持ごとに別々に課税することはできないことになっています。

固定資産税は賦課期日(毎年1月1日現在)時点の所有者、状況で課税されます！  
年の始め(平成26年1月10日)に家屋を取り壊しましたが、平成26年度の固定資産税の課税対象となっていない。なぜでしょうか？  
固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成26年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成26年度の固定資産税の課税対象となります。

■図表1 負担水準の算定

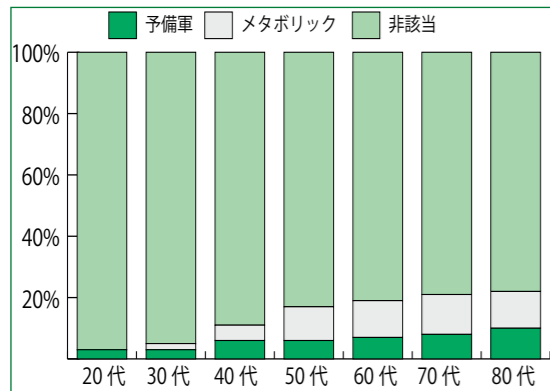
共有資産に係る固定資産税は、法律で共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うものです。このため、共有資産を所持ごとに別々に課税することはできないことになっています。

固定資産税は賦課期日(毎年1月1日現在)時点の所有者、状況で課税されます！  
年の始め(平成26年1月10日)に家屋を取り壊しましたが、平成26年度の固定資産税の課税対象となっていない。なぜでしょうか？  
固定資産税の賦課期日は毎年1月1日現在に存在している固定資産を対象としています。したがって、平成26年1月10日に取り壊された家屋も1月1日時点では、存在していたこととなりますので、平成26年度の固定資産税の課税対象となります。

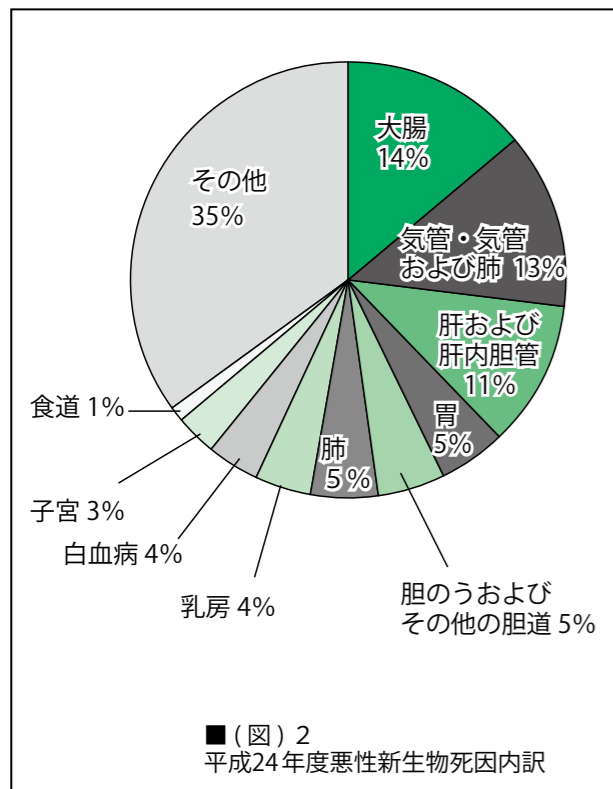


## Clip! 健康推進課からのお知らせ

問合せ先：健康推進課  
保健・予防担当



■(図1)平成24年度特定健診年齢別メタボリック判定



■(図2)平成24年度悪性新生物死因内訳

**受けていますか？ 特定健康診査**

皆さん健診は受けられていますか？

特定健診とは日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

また特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師など)が生活習慣を見直すサポートをします。

まだ健診をお受けになられていないあなた…年に1度はご自分の健康状態について確認していくことをおすすめします。

図1は、都留市の年齢別でメタボリックシンドローム判定になった人の割合を示しています。

都留市では、20代でメタボリック予備軍が出現し、30代で既にメタボリックになっている人がいる「時間がかかったから」「面倒だから」と考えていませんか？

がんは足音を立てずにやってきます。平成24年度都留市においても死因の第1位は、悪性新生物によるものです。図2は悪性新生物の内訳を表したのですが、都留市では大腸がんによる死亡が一番多いことが分かるといえます。

がんは早期発見がとても大切です。昨年度受診されていない方、またお申し込みをされていない方は、今すぐ申し込みをしてください。

**受けていますか？がん検診**

日本人の死亡理由の第1位は悪性新生物です。「健康だから自信がある」「時間がなかったから」「面倒だから」と考えていませんか？

がんは足音を立てずにやってきます。平成24年度都留市においても死因の第1位は、悪性新生物によるものです。図2は悪性新生物の内訳を表したのですが、都留市では大腸がんによる死亡が一番多いことが分かるといえます。

がんは早期発見がとても大切です。昨年度受診されていない方、またお申し込みをされていない方は、今すぐ申し込みをしてください。

**特定健診・がん検診**

実施期間 6月10日(火)から27日(金)の土日を含む18日間

実施場所 いきいきプラザ都留

※健診当日、都留市に住民票がある方が対象です。1つの検査項目につき、年度内に1回のみ受診できます。健康保険証の種類・年齢(年度末年齢)によって健診の受け方が異なります。詳細については4月号をご覧ください。

電話申込期間 5月20日(火)まで(土日祝日は除く)9時~17時

いきいきプラザ都留 健康推進課保健・予防担当

☎(46)51113

**平成26年度乳がん検診の対象者について(お知らせ)**

広報つる4月号において、「都留市立病院での乳がん検診対象者は、30歳以上の女性で女性特有のがん対策クーポン券対象者」という旨ありますが、都留市に住民票のある30歳以上の女性の方ならどなたでも受けられますので、ぜひお申し込みください。

申込先  
いきいきプラザ都留 健康推進課  
保健・予防担当  
☎(46)51113

## Clip! 福祉課からのお知らせ

問合せ先：記事内をご覧ください

**児童扶養手当**

父または母と生計を同じくしていない子を養育しているひとり親家庭等に対して、児童扶養手当が支給されます。

**支給条件**

- 父または母が死亡した
- 父または母が一定の障害状態にある
- 父または母の生死が明らかでない
- 父または母から引き続き一年以上遺棄されている
- 父または母が一年以上拘禁されている
- 未婚の母の子
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた

※ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられることなど、手当が支給されないこともあり、また、所得制限がありますのでご注意ください。

**所得制限** この手当は、所得制限があり受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。また、受給者は、毎年8月に現況届の提出が必要になります。

**手当額(平成26年4月から)**

- 全部支給 月額41,020円
- 一部支給 月額9,680円(41,010円)
- 第2子加算 月額5,000円
- 第3子以降加算月額3,000円

**ひとり親家庭医療費助成**

ひとり親家庭の親と子、父母のいない子の医療費(保険診療分)を助成します。

**支給要件**

- ひとり親家庭の親と子または、父母のいない子
- 所得制限 所得制限がありません。また、毎年8月に更新の手続きが必要になります。
- 児童扶養手当・ひとり親家庭医療費における子とは…18歳を迎えた年度が終了(3月31日)するまで
- 申請・問合せ先 福祉課子育て支援担当 ☎(46)51112

**特別児童扶養手当**

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

**支給要件**

- 手当は、障害程度により1・2級に分かれます。
- ◆1級該当…身体障害者手帳1、2級・療育手帳A程度
- ◆2級該当…身体障害者手帳3、4級・療養手帳B-1程度

または、同程度以上の精神障害のある児童

**所得制限** この手当は、所得制限があります。また受給者は、毎年8月に所得状況届の提出が必要に受けられます。

**特別障害者手当など**

- 障害児福祉手当 身体または知的・精神が重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複していると認められる方に支給されます。
- 特別障害者手当 身体または知的・精神が重度で継続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の1級程度の障害が重複していると認められる方に支給されます。
- 経過的福祉手当 重度障害者に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給しています。

**支給要件** 昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に支給されます。

**手当額(平成26年4月から)**

- 月額14,140円

申請・問合せ先 福祉課障害者支援担当 ☎(46)51112





## Clip!

### 5月12日は民生委員・児童委員の日です

問合せ先：福祉課地域福祉担当 ☎(46)5112

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言による、安全で安心な福祉のまちづくりを

**「民生委員・児童委員の日」活動強化週間**

主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事を専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら、児童福祉分野での活動を展開しています。

民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まりました。この日を「民生委員・児童委員の日」と定め、5月18日までの1週間を活動強化週間として、民生委員・児童委員活動の理解を広めるとともに、自主的・主体的な活動を充実・強化する機会にしています。

**民生委員・児童委員**  
民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、日ごろから住民の立場に立った相談・助言・援助をおこない、関係機関と協力して地域保健福祉の推進をめざし、自主的・主体的な活動をしています。また、民生委員は児童委員も兼ねていて、児童福祉の向上にも努めています。

**主任児童委員**  
主任児童委員は、児童委員の中から厚生労働大臣に指名され、児童福祉に関する事を専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら、児童福祉分野での活動を展開しています。

**実施主体**  
単位民生委員児童委員協議会  
市区町村民生委員児童委員協議会  
都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会  
全国民生委員児童委員連合会

**実施期間**  
5月12日(月)～5月18日(日)

**一斉取り組み日**  
5月18日(日)

全国の単位民児協・市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協での取り組みを全国的に一斉に実施、展開するために設定するものです。

全国的に民生委員・児童委員が一緒に、組織的なPR活動を展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体などにも民生委員・児童委員とその活動を理解していただくとともに、自らの意識を高め、今後の民生委員・児童委員活動をより発展させていきたいと思います。

## Clip!

### 都留市食生活改善推進員養成講習会の受講生募集

問合せ先：健康推進課保健・予防担当 ☎(46)5113

#### ■実施日時と内容

回数	月日	調理理論と実習		講義内容	
		9:30～12:30	13:00～14:00	14:00～15:00	
1	6月19日(木)		開講式 オリエンテーション	食生活改善推進員と地区組織活動	
2	7月3日(木)		健康日本21 国民の健康状況と生活習慣病予防 「食育つる行動計画」について		
3	7月17日(木)		食品衛生と食環境保全		
4	9月18日(木)		食育 (食事バランスガイドを使って)		
5	10月2日(木)		身体活動・運動習慣(理論と実際) メタボ予防運動教室		
6	10月23日(木)		地域における健康づくり 実践活動の進め方	閉講式 修了証書交付	

市では、地域において「食」を通じたボランティア活動を行っている食生活改善推進員さんの養成講習会を開催します。

講習会では、生活習慣病予防や食育など、健康づくりに必要な知識を仲間と一緒に学んだり、調理実習を行ったりします。また、講習会修了後は、都留市食生活改善推進員として登録され、「食」を通じたボランティアとして地域の推進員とともに活躍していただきます。

講習会に興味のある方は、上記までお問い合わせ・お申し込みください。

対象者 都留市在住の女性の方  
20名程度。

実施時期 6月～10月の期間(全6回)※講習会修了には、8割以上の出席が必要です。

場所 いきいきプラザ都留  
費用 1,200円(テキスト代)※別途ヘルスメイトエプロン代が2,100円かかります。  
申込期限 5月30日(金)

## Clip!

### 風しん予防接種の費用助成を行います

問合せ先：健康推進課 保健・予防担当

市では、先天性風しん症候群を予防することを目的に、風しんの予防接種費用の一部を助成することになりました。

昨年の夏、首都圏で流行した風しんは、県内では、昨年、患者が十数名発生しました。妊婦特に妊娠初期に風しんにかかること、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。※「先天性風しん症候群」については：妊娠初期に、妊婦が風しんにかかると、生まれた赤ちゃんに、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、心臓に病気がある、発達がゆっくりしている等、生まれつきの病気にかかることがあります。

このことから、平成26年度も引き続き風しん予防接種の費用を助成します。妊娠の可能性のある女性や、そのパートナーで風しんにかかったことがない方、風しんワクチンを受けていない方は、予防接種をご検討ください。なお、大人の風しん予防接種は任意接種となります。

**費用助成対象**  
次の条件を満たす方  
・都留市に住民票がある方  
・昭和40年4月2日生まれ～平成7年4月1日生まれまでの男女  
・風しんにかかったことのない方(風しんの予防接種を2回接種した人は除く)

平成25年度、風しん予防接種の助成を受けていない方  
助成期間 4月1日～平成27年3月31日接種分  
助成額・助成回数  
・麻しん風しん混合ワクチン：5,000円  
・風しん単独ワクチン：3,000円  
(自己負担額は、おおよそ3,000円～5,000円位です)  
・助成回数は一回です。

**助成方法**  
①代理受領の方法  
接種を希望する方は、都留市が定める指定医療機関で任意の予防接種を行い、窓口で助成額を差し引いた自己負担額をお支払いください。予約をしてから医療機関を受診してください。

②償還払いの方法  
指定医療機関以外で接種を受けた場合は、各医療機関の定める接種料金を窓口で全額お支払いいただき、接種後、都留市に助成金の申請を行う方法です。次のものを持参し、健康推進課へお越しください。(申請書はホームページからダウンロードできます。)  
申請時必要なもの  
領収書・印鑑・接種した本人名義の口座が分かるもの  
※償還払いの申請は平成27年4月10日までです。

#### ■参考 風しんの接種状況

～H7年生まれ(19歳)	H2～H6年生まれ(20～24歳)	S54～S64年生まれ(24～35歳)	S40～S53年生まれ(36～49歳)
個別接種2回	幼児期に個別接種1回 高校で個別接種1回(計2回)	中学生の時に集団及び個別接種1回	男性は1回も接種していないので免疫を持っている方はほとんどいません。女性は中学生の時に集団接種1回

#### ■協力医療機関

医院名	電話	医院名	電話
磯部医院	(43)4121	東桂メディカルクリニック	(20)8010
須藤整形外科医院	(43)3151	富士渡辺内科医院	(45)8881
武井クリニック	(45)6811	山岸医院	(43)2067
大戸内科医院	(45)3188	水島医院	(56)8220
しまだ医院	0555(25)2388	都留市立病院	(45)1811
狛虎の門外科・リハビリテーション病院	(45)8861		

## Clip!

### 子宮頸がん予防ワクチンの接種について

問合せ先：健康推進課 保健・予防担当

平成25年6月14日以来、厚生労働省の予防接種審議会において、子宮頸がん予防ワクチンの副反応報告について審議が行われ、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な疼痛や関節痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、子宮頸がん予防ワクチンの接種は、現在、積極的にはお勧めしていません。

なお、対象者のうち、接種を希望する方については、これまでどおり定期接種として接種できますが、ワクチン接種の有効性及び安全性などについて、十分理解していただいた上で接種してください。詳しい内容は、健康推進課へお問い合わせください。

**「子宮頸がん予防ワクチン」を希望される方へ**  
対象者 平成10年4月2日生まれ～平成15年4月1日生まれの女子(小学6年生～高校1年生相当)接種方法  
①指定の医療機関で個別接種  
②健康推進課で資料と予診票の発行を申請してください。(必ず母子健康手帳を持参してください。)  
③適切な間隔をあけて3回接種  
接種料金 1回15,890円(全額公費負担しますので、自己負担はありません)

Clip!

## 第4回都留市ふれあい集会(市長との懇談会)参加者募集

申込・問合先：行政管理課  
秘書・広報担当(広報)



市では、「市民総参加の市政」を実現することを目的として、市長が地域などに直接出向き、皆さんの意見を直接聴くことにより、市政に反映させる、「都留市ふれあい集会」を開催します。これは、1〜2カ月に1回程度を目安として、地域や、市民団体など、あらゆるグループの方々と市長が直接対話をする中で、市民の皆さんの声を市政に反映させながら、これからの都留市を共に築き上げていくという趣旨の集会です。ご興味のある方は、ぜひお申し込みください。

**日程** 5月28日(水)

**時間** 19時〜20時30分

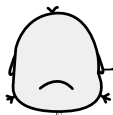
**場所** 大津集会所

**対象者** 開地地区に住み、学び、働き、活動する方

**募集人員** 30名(定員になり次第締め切ります)

**内容** テーマは特に定めませんが、ざつとばらんにいろいろなお話を聞かせください。ただし、次の内容については取り上げかねますので、ご了承ください。

- ① 個人的相談や苦情、または個人的要望に関する事。
  - ② 特定の個人や団体に対する誹謗又は中傷に該当すること。
  - ③ 宗教、営業などに関する事。
  - ④ 公序良俗に反すること。
  - ⑤ その他市長が不適切と認めること。
- その他** 駐車場に限りがありますので、お車でお越しの際は乗り合わせでお願いします。



子育て情報コーナー  
**どかちび**

親子一緒に楽しむ「ふれあい・子育てサロン」

日時 5月12日(月)10時〜12時  
場所 いきいきプラザ都留2階  
持ち物 各自必要なもの  
費用 200円(保険・運営費)  
託児サロン

日時 5月19日(月)10時〜14時  
場所 いきいきプラザ都留2階  
定員 15人  
持ち物 お気に入りのおもちゃ、おやつ、飲み物、着替え、靴  
費用 300円(保険・運営費)  
※開催日の2週間前から受付  
申込・問合先 市社会福祉協議会  
☎(46)51115

### 図書館

よみかかせボランティア  
「びびきの会」の読み聞かせ

日時 5月10日(土)14時  
場所 市立図書館おはなしコーナー

内容 みんなが選んだ紙芝居や絵本を読みます。

こぐまクラブの「こぐまのちいさなおはなし会」

日時 5月16日(金)10時30分  
場所 市立図書館おはなしコーナー

内容 乳児から未就園児の親子を対象に読み聞かせや手遊びをします。

こぶたの会の「ワクワクおはなし会」

日時 5月24日(土)14時  
場所 市立図書館おはなしコーナー

内容 楽しいお話や歌、手遊びをします。

ベビーヨガ&マッサージ

日時 5月16日(金)10時30分  
場所 いきいきプラザ都留2階  
対象 3カ月〜1歳(要申込み)  
参加費 300円  
持ち物 バスタオル、飲み物

申込・問合先 サークルバンビイ  
☎090(7710)2389(友野)

子どもとおとな みんなの居場所「はねこっこ」

おんぶ、だっこの赤ちゃんから、小学生、中学生、そして見守る大人。自然の移り変わりを感じながら主に羽根子集落内を歩いています。毎木曜日(他、不定期)市内での活動(山登り、川遊び、野外炊飯など)を予定しています。

連絡先 梅崎

☎070(5364)5835  
tsunagaringcafe@gmail.com

